

# 令和4年度弘前市健康とまちのにぎわい創出支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

### (1) 目的

青森県は都道府県別の平均寿命が全国最下位であり、弘前市（以下「市」という。）の平均寿命も全国平均を大きく下回っている。また、がん・心疾患・脳血管疾患の「三大生活習慣病」による標準化死亡比や肥満者の割合も高い状況となっているほか、各種健診・検診の受診率も低迷しており、市民の健康意識の向上が大きな課題となっている。そのような中、弘前大学COI研究推進機構（以下「弘前大学COI」という。）では、健診とその結果を基にした健康指導等の啓発を即日に行うことで、健康意識の向上や行動変容につながりやすいという長所があるQOL（啓発型）健診（以下「QOL健診」という。）の開発・実証を進めている。QOL健診を広く市民に普及展開することで、市民の健康意識の向上と行動変容につながるとともに、QOL健診と併せて弘前大学COI参画企業などが提供する健康プログラム（以下「健康プログラム」という。）を実施することで、意識啓発と行動変容の効果がより高まることが期待される。

また、市が抱える別の課題として、中心市街地の活力低下が挙げられる。近年、中心市街地活性化の進捗を評価する基本的指標である空き店舗率は悪化の傾向が強まっており、令和2年からはそこに新型コロナウイルス感染症の感染拡大が追い打ちをかけ、空き店舗率に加え歩行者・自転車通行量も悪化に転じるなど、更に深刻な状況となっている。中心市街地に関する市民のニーズとして、商業機能のみならず、健康・医療、福祉などの機能充実を望む意見が多いことから、市では令和4年3月に「弘前市中心市街地活性化ビジョン」を策定し、将来も中心市街地が市の社会経済活動の中心となり続けるべく当該機能を充実させていくこととしている。

これらを踏まえ、本業務は、市民の健康増進や健康意識の向上と中心市街地のにぎわい創出を目的に、健康をテーマとした取組の実施や、継続的な事業実施に向けた体制づくりなどの支援を行うものである。また、各事業の対象者は全市民とするが、特に健康寿命延伸の鍵でありながら健康意識が低い、働き盛り世代の市民を重点的な対象者とする。

### (2) 業務名

令和4年度弘前市健康とまちのにぎわい創出支援業務

### (3) 業務内容

市民の健康増進や健康意識の向上及び中心市街地のにぎわい創出に寄与する健康をテーマとした取組の検討及び実施、持続的に事業を実施していくための体制づくり、施策の効果検証のエビデンスとなる成果指標の設定、QOL健診の普及展開と継続を見据え

た効果的な事業スキームの構築、弘前大学COIと連携して行うQOL健診や健康プログラムを活用した市民の健康増進や健康意識の向上及び中心市街地のにぎわい創出に寄与する事業の実施について、令和4年度から令和6年度までの3か年で支援を行うものである。詳細については、別紙「令和4年度弘前市健康とまちのにぎわい創出支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとする。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

※本業務は、令和4年度から令和6年度までの3か年で実施することを想定しているが、「令和5年度弘前市健康とまちのにぎわい創出支援業務」及び「令和6年度弘前市健康とまちのにぎわい創出支援業務」については、当該各年度において本年度の受託者と別途契約するものとする。ただし、当該各年度の予算が成立しなかった場合には契約しないことがある。

2 業務に要する費用（令和4年度事業費限度額）

26,500,000円（税込み）

※この金額は、公募型プロポーザルにおける見積もり比較においてのみ使用するものであり、契約締結における予定価格を示すものではない。

※参考見積書の金額が、業務に要する費用（事業費限度額）を超過した場合は失格とする。

※市では、この金額の算定において、「弘前大学COIと連携して行うQOL健診や健康プログラムを活用した市民の健康増進や健康意識の向上及び中心市街地のにぎわい創出に寄与する事業」（仕様書5【令和4年度の実施内容】(5)に該当）に係る金額は概ね11,500,000円（参考見積の内訳は仕様書を参照）、それ以外の事業に係る金額は概ね15,000,000円とした。ただし、参考見積書の内訳において各金額を超過した場合でも、それをもって失格とするものではない。

※「令和5年度弘前市健康とまちのにぎわい創出支援業務」及び「令和6年度弘前市健康とまちのにぎわい創出支援業務」に要する費用（事業費限度額）は各年度35,000,000円の予定とする。ただし、本提案の事業費限度額には含めない。また、この予定金額の算定において、「弘前大学COIと連携して行うQOL健診や健康プログラムを活用した市民の健康増進や健康意識の向上及び中心市街地のにぎわい創出に寄与する事業」（仕様書5【令和5年度の実施を想定している内容】(5)及び【令和6年度の実施を想定している内容】(5)に該当）に係る金額は概ね各年度15,000,000円、それ以外の事業に係る金額は概ね各年度20,000,000円の予定とするが、参考見積書の内訳において各金額を超過した場合でも、それをもって失格とするものではない。

### 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間において、他自治体又は自治体以外の相手方において同種又は類似業務の実績がある。あるいは同種又は類似業務に対応できる専門的知見及び業務体制を有していること。
- (2) 公示日現在から候補者特定の日まで、弘前市建設業者等指名停止要領による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがないこと（本市の取り消しに限定しない。）。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にいない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和4年7月15日（金）午後4時まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出すること。また、提出時には別途、電話によりメールの受信確認を行うこと。  
※提出先メールアドレス：kikaku@city.hirosaki.lg.jp  
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答日：令和4年7月22日（金）
- (4) 回答方法：市ホームページに掲載

### 5 参加意思表明書の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
  - ① 参加意思表明書（様式2）原本1部
  - ② 技術者の概要（様式3）

③ 担当技術者調書（様式4）

※平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間において、他自治体又は自治体以外の相手方において同種又は類似業務の実績がある場合は、以下の④、⑤の資料をあわせて提出すること。また、実績がなく、同種又は類似業務に対応できる専門的知見及び業務体制を有している場合は、②、③の資料に内容を明記するとともに、必要に応じて参考資料をあわせて提出すること。

④ 業務実績調書（様式5）

⑤ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式6）

⑥ 弘前市競争入札参加資格者名簿に未登録の者は、以下の書類の写し各1部

ア. 登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書（法人）

※参加意思表明書の提出日から起算して3か月以内のものとすること。

イ. 身分証明書（個人）

ウ. 直近2か年の財務諸表等（法人及び個人）

エ. 許認可証等（法人及び個人）

オ. 法人については、直近年度の国税（法人税と消費税及び地方消費税）、地方税（法人住民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

カ. 個人については、直近年度の国税（申告所得税と消費税及び地方消費税）、地方税（個人住民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

（2）提出期限

令和4年7月28日（木）午後4時まで（必着）

（3）提出場所

弘前市役所前川本館2階企画部企画課

（4）提出方法：持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

（5）参加資格の通知

参加資格審査の結果は、令和4年7月29日（金）に参加意思表明者にファクスで通知する。

6 企画提案書等の作成及び提出

（1）提出書類・必要部数

※原本には社名を記載し、副本には社名や社名のわかるロゴ等を一切記載しない

こと。

- ① 企画提案書等提出届（様式7）原本1部
  - ② 各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本12部
    - ア 会社概要（様式8）
    - イ 再委託調書（様式9）
- ※再委託する場合のみ
- ※QOL健診については、必ず青森県医師会附属健やか力推進センターが受託することになるため、本調書の提出は不要です。
- ウ 工程表（様式10）
  - エ 企画提案書（任意様式）
    - ※A4サイズ片面10ページ以内（表紙を除く）とすること。
    - ※ページ番号を付すこと。
    - ※提案者が特定される記述を避けすること。
    - ※作成にあたっては、別紙仕様書及び別表評価基準の各評価項目に沿った内容とすること。なお、以下の項目については、提案内容に必ず盛り込むこと。
    - 業務の実施体制、手法及び工程。
    - 自社の優位性。
    - その他上記にとらわれず、独自提案があれば、自由に提案すること。
  - オ 参考見積書及び参考見積内訳書（任意様式）
    - ※事業費限度額内とすること。

## （2）提出期限等

- ① 提出期限：令和4年8月8日（月）午後4時まで（必着）
  - ② 提出場所：弘前市役所前川本館2階 企画部企画課
  - ③ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。
- ※持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までとする（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。
- ④ 提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

## （3）記載に係る留意事項

- ① 企画提案書等の作成にあたって、仕様書は市が求める最低限の要件を定めたものであるため、本プロポーザルに参加する事業者は、業務概要の趣旨・目的を十分に踏まえて記述すること。
- ② 本業務は、令和4年度から令和6年度まで3か年での実施を予定しているため、企画提案書等の作成にあたっては、3か年での取組内容について、年度毎

の取組も分かるように記述すること。

## 7 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

実施日：令和4年8月22日（月）

### （1）審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）

提出された参加意思表明書等一式及び企画提案書等一式を下記8で示す審査基準に基づいて審査する。

審査にあたっては、プレゼンテーション及びヒアリング等を実施する。なお、提案者が多数ある場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選定された提案者についてのみプレゼンテーション及びヒアリング等を実施のうえ評価を行うことができるものとし、その旨及び選定結果については別途通知する。

審査の結果、最高点を取得した提案者を契約候補者とする。また、最高点を取得した提案者が2者以上ある場合は、参考見積金額が低い者を契約候補者とし、さらに同額の場合は抽選で決定する。

### （2）プレゼンテーション及びヒアリング審査における注意事項

- ① 詳細についてはプロポーザル参加者に別途通知する。
- ② プrezentation及びヒアリングでは、社名を名乗らないこととする。
- ③ 各参加者の持ち時間は、準備を5分以内、プレゼンテーションを20分以内、ヒアリングを10分以内とする。
- ④ プrezentationを行う参加者は2名までとする。
- ⑤ プrezentationに使用する資料は、事前に提出された企画提案書等のみとすること。当日の追加資料の配布は認めない。
- ⑥ パソコン、スクリーン、プロジェクター等の機材は貸出しないこととし、持ち込みは不可とする。
- ⑦ 基準点を60点とし、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が基準点を満たす場合のみ、当該参加者を契約候補者とする（全参加者が基準点を満たさない場合は、該当なし。）。

### （3）審査結果の通知

審査結果を令和4年8月29日（月）付けの書面により通知するとともに、市ホームページにおいて応募者数及び契約候補者を公表する。また、契約候補者にならなかつた提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に担当部署へ説明を求めることができる。

## 8 審査基準及び配点

プロポーザルの審査は別表の評価基準に基づき審査する。

## 9 契約

契約候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

## 10 日程

公示	令和4年7月8日（金）
質問受付締切	令和4年7月15日（金）午後4時まで
質問回答	令和4年7月22日（金）
参加意思表明書受付締切	令和4年7月28日（木）午後4時まで
参加資格結果通知	令和4年7月29日（金）
企画提案書等受付締切	令和4年8月8日（月）午後4時まで
プレゼンテーション審査	令和4年8月22日（月）
結果通知	令和4年8月29日（月）付けの書面
契約締結・業務開始	令和4年9月上旬【予定】

## 11 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が業務に要する費用を超過した場合

## 12 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、市は提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 市は提出書類を返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると市が認めた場合、既に公示若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルの執行を延期若しくは中止することがある。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても市

は賠償責任を負わないものとする。

- (6) 各種調書等に記載した配置予定の担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、市と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。
- ① 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
  - ② プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、市は提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。
  - ③ 提案者から提出された企画提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があった場合において、市が開示しようとするときは、当該企画提案書等を作成した者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、開示することで決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

### 13 担当部署（提出・問合せ先）

弘前市企画部企画課 担当：齊藤、櫻庭

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1

電話：0172-40-7021（直通）

メールアドレス：[kikaku@city.hirosaki.lg.jp](mailto:kikaku@city.hirosaki.lg.jp)

別表  
評価基準

評価項目	評価の視点	配点	換算値	評価点
実施方針	本業務の趣旨を理解し、基本条件を踏まえた提案がなされているか。	10		
業務の実施体制	業務を迅速かつ円滑に遂行するための管理責任者及びスタッフが適正に配置されているか。	5		
	受託者について、同種又は類似業務の実績や成果、あるいは専門的知見や業務体制は十分か。	5		
提案内容の全般	他自治体での先進事例等をふまえた、具体的かつ実効性のある提案となっているか。	10		
	弘前市の地域特性や課題を的確に捉えた提案となっているか。	10		
	仕様書に示された事項に加えて、本業務を充実させる有益な独自の提案があるか。	5		
提案内容に対する業務内容別の評価	提案内容は、市民の健康増進や健康意識の向上、中心市街地のにぎわい創出に直接寄与する提案となっているか。	10		
	取組を3か年で円滑に実施できる提案となっているか。（モデル実施、PDCAサイクルに基づく効果検証など）	10		
	適切な成果指標の設定を3か年で円滑に実現できる提案となっているか。（試行、効果検証など）	10		
市民の健康増進や健康意識の向上及び健康をテーマとした中心市街地のにぎわい創出に寄与する取組	参加者の健康増進や健康意識の向上に資する効果的な健康プログラムを取り入れた提案となっているか。	10		
施策の効果検証のエビデンスとなる成果指標の設定	事業費の積算は妥当で、価格の面で優れた提案となっているか。また、事業費に対して、期待される便益は十分か。	5		
弘前大学COIと連携して行うQOL健診や健康プログラムを活用した事業	業務実施スケジュールについて、効率的で実効性を考慮した工夫がなされているか。	5		
効率性	受託するに当たって積極的な姿勢が示されているか。また、提案内容、質疑応答において明確に説明しているか。	5		
	合計	100		

評価	A	B	C	D	E
	非常に優れている	優れている	標準的である	劣っている	不可又は記載なし
換算値	1.0	0.8	0.6	0.4	0.0

評価点=配点×換算値

※基準点を60点（配点合計の6割）とし、評価点（全審査委員の評価点の合計の平均点）が基準点を満たす場合のみ、当該参加者を契約候補者とする（全参加者が基準点を満たさない場合は、該当なし）。

※最終的に、上記評価において最高点を取得した提案者が2者以上ある場合は、参考見積金額が低い者を契約候補者とする。